

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会総合企画委員会規約

(設置)

第1条 この規約は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）委員会規程第7条に基づき、本会の総合企画委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本会の定款第2条に規定する事業を推進するための活動計画の策定、進行管理、評価等を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会に委員若干名を置く。

2 委員は次の各号の一に該当するものについて、本会会長がこれを委嘱する。

- (1) 市町村社会福祉協議会の役職員
- (2) 社会福祉施設・団体の役職員
- (3) 行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 本会会長が認めた者

(役員)

第4条 委員会に正副委員長、各1名を置く。

2 正副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長に事故あるときには、これを補佐する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第6条 委員会は、少なくとも年1回招集しなければならない。

2 委員会の招集は、本会会長がこれを行い、会議の議長は委員長がこれにあたる。

(部会等)

第7条 委員会に、必要に応じて部会やワーキング・グループを設置するものとし、その設置要綱等は、本会会長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、本会でこれを処理する。

(運営細則)

第9条 委員会の運営に関する事項については、委員会の協議による。

附 則

この規約は、昭和61年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年9月17日から施行する。